

(意見書案第 21 号)

メドベージェフ・ロシア大統領の北方領土訪問に抗議を求める意見書

択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島からなる北方四島は、1855 年「日魯通好条約」によって、日露両国の国境を択捉島とウルップ島の間と定めた。1945 年、我が国がポツダム宣言を受諾し、降伏の意図を明確にしたにもかかわらず、ソビエト軍が択捉島など北方四島に進撃・占拠したが、我が国固有の領土であることは歴史的な事実である。

1993 年に細川総理がエリツィン・ロシア大統領とともに署名した「東京宣言」では、北方四島の帰属に関する問題については、歴史的・法的事実に立脚し、両国間で合意の上、作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決する、との交渉指針が示され、この指針は、その後の首脳による合意等においても確認された両国がよるべき指針である。

このたびのメドベージェフ・ロシア大統領の国後島訪問は、これまでの経過を無視し、ロシアによる四島の不法な占拠を既成事実化しようとするものである。

よって、国においては、このたびの我が国固有の領土である北方領土への大統領訪問に重大な決意をもって断固抗議するとともに、今後ともロシア政府首脳が北方領土を訪問しないよう強く求める。また、北方領土問題の一日も早い解決に向けて我が国とロシア政府とが公正な解決に向けた本格的な領土交渉を平和裏に再開するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 11 月 26 日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣

宛